

平成 2 7 年 9 月 1 日
東北運輸局自動車交通部旅客第二課

タクシー運賃改定後の労働条件改善状況公表結果を踏まえた追跡調査について

平成 2 5 年 4 月に運賃改定を行った岩手県（A 地区・B 地区）において、運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況を事業者団体が翌年公表しておりますが、当該公表時に一定の改善状況に達していなかったと認められる事業者を対象として、今般追跡調査を行いました。

タクシー運賃改定後の労働条件改善状況公表結果を踏まえた追跡調査結果

1. 調査概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる下記①②に該当する事業者を対象に追跡調査を実施した。

①賃金改善率が0%未満の事業者

(一般運転者1人当たりの支給額が前年比でマイナスとなっている事業者
ただし、営業収入が減少している場合は調査対象外) . . . 14社

②営業収入に占める賃金支給率が前年比2%以上低下した事業者 . . . 36社

↓

対象事業者：41社

2. 調査結果

追跡調査においても一定の改善状況に達していないと認められた事業者は10社。
当該事業者に対して更なるヒアリング等調査を行った結果、一定の改善状況に達していない主な事由は以下のとおりであったため、改善指導対象事業者なしと判断した。

○運賃改定前は震災特需等もあったが改定後は営業収入が減少してしまった。

○賃金の高い運転者の退職または定時制運転者の増加等で運転者構成が変化した。

○経営悪化に対応するために労使合意のもとで労働条件を変更した。